地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 﨑 勝

足利市監査委員 岡本篤典

足利市監査委員 渡辺 悟

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査
- 2 監査実施日 平成27年9月28日
- 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた決算書、関係帳簿、証ひょう類等について、試査による内容調査、 照合、検査等を行うとともに関係職員等に対する質問等により実施した。

4 監査の対象及び結果

4 監査の対象及び結果			
	団 体 名	対 象	監査結果
	足利市観光協会	平成 26 年度 足利市観光協会観光振興事 業補助金 13,566,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、 その経理事務についてはおおむね適正に執 行されたものと認められた。
		平成 26 年度 産業・体験観光コース造成 事業補助金 619,046 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、 その経理事務についてはおおむね適正に執 行されたものと認められたが、次のとおり指 摘事項が見受けられた。 ・交付申請書の添付書類には概括的な項目し か記載されてなく、事業の具体的内容やそれ に要する予算額が明らかでなかった。
		平成 26 年度 自転車観光事業補助金 1,050,000 円	補助金に係る事業は目的に沿って行われ、 その経理事務についてはおおむね適正に執 行されたものと認められたが、次のとおり指 摘事項が見受けられた。 ・実績報告書には概括的な内容しか記載され てなく、事業目的の具体的な成果が明らかで なかった。

平成 26 年度 観光サポーターズ事業補助 金

736,000 円

補助金に係る事業は目的に沿って行われ、 その経理事務についてはおおむね適正に執 行されたものと認められたが、次のとおり指 摘事項が見受けられた。

・交付申請書の添付書類には概括的な項目しか記載されてなく、事業の具体的内容やそれに要する予算額が明らかでなかった。

5 意見・要望

足利市観光協会への補助金の交付に当たっては、十分な確認審査を行うチェック体制を確立し、事業計画書や収支決算書等の審査を適切に行うよう徹底されたい。